

由布市保育所入所選考基準表

| 番号 | 保護者の状況(同居の家族、その他の者が保育することができないと認められる場合) | | 基準点数 | 順位 | 番号 | 保護者の状況(同居の家族、その他の者が保育することができないと認められる場合) | | 基準点数 | 順位 | |
|----|---|--|------|----|----|---|---|------|----|---|
| | 類型 | 細目 | | | | 類型 | 細目 | | | |
| 1 | 居宅外労働(自営で居宅外労働をする者を含む) | 週5日以上、かつ、昼間7時間以上の就労を常態としている場合 | 10 | 4 | 5 | 介護(看護) | 入院している家族に常時付き添っている場合 | 10 | 7 | |
| | | 週5日以上、かつ、昼間4時間以上7時間未満の就労を常態としている場合 | 9 | | | | 常時寝たきりとなっている家族が自宅療養しており、付き添っている場合 | 8 | | |
| | | 週4日以上、かつ、昼間4時間以上の就労を常態としている場合 | 8 | | | | 身体障害者手帳1級・2級、精神保健福祉手帳1級・2級、療育手帳A1・A2の場合 | 8 | | |
| | | 上記以外で、就労形態から明らかに保育できないと認められる場合 | 7 | | | | 上記以外で、診断書から明らかに介護が必要と認められる場合 | 7 | | |
| 2 | 居宅内労働(危険なものを扱う業種とは、火気、刃物、機械、劇薬等) | 自営の危険なものを扱う業種で週5日以上、かつ昼間7時間以上の就労を常態としている場合 | 10 | 5 | 6 | 災害 | 震災時による家屋の損傷その他災害復旧のために保育ができない場合 | 10 | 1 | |
| | | 自営で週5日以上、かつ昼間7時間以上の就労を常態としている場合 | 9 | | | | 6を除き、震災等でその家族を失ったり、家屋の損傷のため、復旧の間保育ができない場合 | 10 | | |
| | | 自営の危険なものを扱う業種で週4日以上、かつ昼間4時間以上の就労を常態としている場合 | 8 | | 7 | 市長による特例 | 両親の死亡や行方不明、拘禁のため不存在の場合 | 10 | | 2 |
| | | 自営で週4日以上、かつ昼間4時間以上の就労を常態としている場合 | 7 | | | | 児童虐待の防止等に寄与するため、特別の支援を要すると認められる場合 | 10 | | 3 |
| | | 上記以外で、就労形態から明らかに保育できないと認められる場合 | 7 | | | | 就学、技能習得等のため保育ができない場合(自動車教習所は不可) | 8 | | 8 |
| 3 | 産前産後 | 出産予定月をはさんで前後2月合計5月以内の場合 | 8 | 4 | | | 保護者が求職のため昼間外出を常態としている場合(入所期間は2月以内) | 7 | 6 | |
| 4 | 疾病負傷障がい | 入院しているか、または決定している場合 | 10 | 3 | | | 上記以外で明らかに保育できない場合 | 7 | 9 | |
| | | 全治1月以上の安静加療を要する場合(常時寝たきり、精神性、感染症) | 10 | | | | | | | |
| | | 身体障害者手帳1級・2級、精神保健福祉手帳1級・2級、療育手帳A1・A2の場合 | 10 | | | | | | | |
| | | 療養のため保育できない場合(2週間に1回の通院を基準) | 8 | | | | | | | |
| | | 上記以外で、診断書から明らかに保育できないと認められる場合 | 8 | | | | | | | |

【参考】 ①この基準表は、基準点数の高い方から決定する。但し、同点の場合は、順位により決定

②基準点数が同点、かつ、順位が同位である場合には、ひとり親家庭を優先して決定する。